



東労基発0810第3号
令和4年8月10日

一般社団法人東京建物解体協会
会長 藤井 誠 殿

東京労働局労働基準部長

解体工事における労働災害防止の徹底について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京労働局管内における建設業の労働災害については、長期的には減少傾向にあるものの、令和3年の死亡者数は28人（前年比倍増）となりました。また、本年も既に17人（8月9日現在、前年同期比2人増）の尊い命が失われ、うち解体工事現場における死亡者数は3人となっており、極めて憂慮すべき事態となっております。

解体工事現場については、事前調査の未実施や作業計画の未策定等が要因で、解体中の建物からの墜落や外壁の崩壊・倒壊による死亡災害が発生しております。

また、石綿を含む建材の解体も多く、石綿の飛散防止の措置を講じずに作業を行うと、労働者のみならず、近隣住民等の健康に悪影響を及ぼし、社会的な問題に発展する恐れがあります。

つきましては、死亡災害をはじめとする労働災害の撲滅のため、解体工事現場における安全衛生管理の重要性を改めて認識いただき、貴団体及び傘下会員におきまして、下記の事項を重点とした労働災害防止対策の強化を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 事前調査の実施と作業計画の策定・リスクアセスメントの実施
- 2 墜落・転落災害の防止（有効な作業床や手すりの設置、墜落制止用器具の使用の徹底）
- 3 崩壊・倒壊災害の防止（壁等の解体作業手順書の作成及び遵守）
- 4 解体用機械による災害の防止（転倒防止、作業範囲内への立入禁止）
- 5 石綿障害予防規則の遵守（事前調査の実施、ばく露防止及び飛散防止対策の徹底等）